

不在者投票の請求方法等について

- 1 「不在者投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項を記入し、積丹町選挙管理委員会に持参、または郵送により提出してください。FAX、E-mailによる提出はできません。

送付先	〒046-0292 北海道積丹郡積丹町大字美国町字船濶 48 番地 5 積丹町選挙管理委員会
-----	--

記入にあたっては、以下の事項に注意してください。

- ・本人が自書すること。
 - ・「選挙人名簿に記載されている住所」欄は、積丹町に居住されていた時の住所を記載すること。
 - ・「送付先住所」欄（投票用紙等の送付先）は、確実に郵便物が届くよう、建物名や部屋番号まで記載すること。
 - ・「連絡先電話番号」欄は、日中連絡がとれる電話番号（携帯電話可）を記載すること。
- 2 提出された「不在者投票宣誓書(兼請求書)」の内容を確認できたら、送付先住所へ「投票用紙」「不在者投票用封筒(内封筒・外封筒)」「不在者投票証明書」(以下「投票用紙等」といいます。)をレターパックにより郵送します。

- 3 届いた書類一式を持って、転出先(滞在先)市町村の不在者投票所へ行き、投票します。
自宅等で記載することはできません。

投票用紙と一緒に送られる「不在者投票証明書」を開封すると投票できなくなります。
絶対に開封せず、そのまま転出先(滞在先)市町村の不在者投票所へお持ちください。

※投票しない場合は、ただちに積丹町選挙管理委員会へ投票用紙等を返還してください。

- 4 転出先(滞在先)の選挙管理委員会が、積丹町選挙管理委員会へ投票用紙を送致します。

ご不明な点がありましたら、転出先(滞在先)市町村の選挙管理委員会
または積丹町選挙管理委員会へお問合せください。

積丹町選挙管理委員会 電話 0135-44-2112